三月定例会では　こんなことが決まりました

政務調査費の交付に関する条例を改正
―年間の活動計画書と報告書の提出を義務付け―

昨年九月の定例会において、収支報告書に領収書を添付するという改正をしたばかりの政務調査費条例ですが、今回の改正は、主に支給方法と、活動計画書及び活動報告書の提出を義務付けたというところに特色があります。

支給方法については、総額は変わりありませんが、会派のみへの支給から、会派分と議員個人分とに分けて支給をすることとなりました。

この改正は、政務調査活動のさらなる充実と、市議会の審議能力や政策立案機能の一層の強化を目的としたものです。

平成二十年度一般会計四百十六億円など可決

三月議会は、平成二十年度津山市一般会計当初予算額、四百十六億一千三百万円をはじめ、予算関係三十七件、条例関係二十一件、その他十六件のたくさんの議案がありましたが、当局提案の各種議案を各常任委員会に付託、審査され、それぞれの議案は可決されました。主な議案の付託委員会と審査結果一覧表については、十五面に掲載しています。

主な新年度予算では、学校給食食育推進事業二百万円、新給食センター管理運営費約一億四千六百五十万円が可決されました。

市制施行八十周年記念式典（来年二月予定）への予算も可決

来年二月に開催予定の津山市制施行八十周年記念式典の費用として、二百五十万円の予算も可決されました。

後期高齢者医療制度が出発、発足

七十五歳以上の方（六十五歳以上七十五歳未満で一定の障害のある方は任意加入）は、現在加入している健康保険を脱退し、四月から後期高齢者医療制度への加入が義務づけられます。保険料は、被保険者全員が負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額を合わせた金額（被扶養者に対する経過措置や所得に応じて軽減措置あり）になります。

年金収入が二百八万円の平均的な一人世帯のケースの月額の保険料は、七千二百三十三円になり、年金額が年額十八万円以上で、一回で天引きする後期高齢と介護保険の保険料の合計が一回の年金支給額の1／2以下の年金受給者の方は年金からの天引きにより徴収されますが、年金額が年額十八万円以下の場合、もしくは、後期高齢と介護保険の合計保険料が1／2以上の場合は、納入通知書により保険料を納めることになります。そして、例えば、今まで夫婦で国保に加入されている世帯で、世帯主の夫が七十五歳以上で妻が七十五歳未満の場合は、夫婦別々の保険に入り、別々の保険料が必要となり負担増となる方がいるなど制度そのものへの批判も強まっています。

市政に対する一般質問

三月議会では、代表質問か個人質問を各会派で選択、決定し、十日（月）から十二日（水）の三日間にわたって、十三人の議員が質問をしました。次ページより紹介しますが、原稿は質問をした議員が要旨をまとめ、写真については、代表質問を行った会派は議場で、個人質問を行った議員は、自席で再質問中のところです。